

## 所得の種類および所得控除について

### ■ 所得の種類

種類	内容	申告書記入欄	
		収入	所得
営業等	卸売業、小売業、製造業、建設業、運送業、飲食業、サービス業、畜産業、漁業、外交員など	ア	①
農業	米、野菜、果樹、たばこ、花などの生産、農家が経営する家畜、肥育、酪農など	イ	②
不動産	地代、家賃、土地家屋の権利金、小作料など	ウ	③
利子	国外の銀行等に預けた預金利子など所得税で総合課税となるもの	工	④
配当	株式の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益金の分配金など	オ	⑤
給与	俸給や給与、賃金、賞与などの所得	力	⑥
公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金など	キ	⑦
業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引など	ク	⑧
その他	生命保険の年金（個人年金保険）など	ケ	⑨
総合課税の譲渡	機械、車輛、営業権、土石類などの譲渡	コ・サ	⑩
一時	賞金や懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金など	シ	⑪
分離課税の譲渡	土地や建物等の譲渡による所得。譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下が短期譲渡、それ以外は長期譲渡	分離	
山林	山林（立木）伐採の譲渡	分離	
株式等の譲渡	株式等の譲渡	分離	
上場株式等の配当	分離課税を選択した上場株式等の配当	分離	
先物取引	商品先物取引、有価証券先物取引等、金融先物取引における個人の所得で一定のもの	分離	

### ■ 所得控除（所得から差し引かれる金額）の種類

※金額等についてはP8~9に掲載

種類	摘要要件	申告書記入欄
社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払がある場合	⑬
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約にかかる掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度にかかる掛金の支払がある場合	⑭
生命保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の支払がある場合	⑮
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある場合	⑯
寡婦、ひとり親控除	寡婦かひとり親である場合	⑰~⑯
勤労学生、障害者控除	勤労学生である場合。あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	⑯~⑰
配偶者（特別）控除	生計を一にする配偶者を有し、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額が基準を満たす場合	⑲~⑳
扶養控除	控除対象扶養親族がいる場合	㉑
特定親族特別控除	特定親族がいる場合	㉒
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合	㉓
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合や、雪下ろし費用等の支払がある場合	㉔
医療費控除	1年間に支払った医療費や特定一般用医薬品等購入費が、一定額以上ある場合	㉕

## 令和8年度 市民税・県民税（個人住民税）及び森林環境税（国税）の税額計算について

### ●税額の算出方法 年税額=均等割額+所得割額

- ・均等割額 市民税：3,000円 県民税：1,800円 森林環境税（国税年額1,000円）
  - ・所得割額 課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額
- ※税率・・・市民税 6% 県民税 4%

### ●市民税・県民税がかからない方

均等割も所得割もかからない方

生活保護法による生活扶助を受けている方

障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

前年の合計所得金額が次の額以下の方

扶養親族のない方 38万円 扶養親族のある方 28万円×（本人+扶養親族）+26.8万円

所得割がかからない方

前年の総所得金額等が次の額以下の方

扶養親族のない方 45万円 扶養親族のある方 35万円×（本人+扶養親族）+42万円

※合計所得金額……損失の繰越控除前の総所得金額等

※総所得金額等……総所得金額に土地建物・株式等の譲渡所得などの分離所得を加えた額

※総所得金額……下表⑫に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額

### ●税額簡易計算表

（税額控除額はその年の所得や所得控除の種類、金額により変動しますのでこの表では除いています。）

区分		金額	区分	金額
所得 金額	営業等	①	社会保険料控除	⑬
	農業	②	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	不動産	③	生命保険料控除	⑮
	利子	④	地震保険料控除	⑯
	配当	⑤	寡婦・ひとり親控除	⑰⑯
	給与	⑥	勤労学生・障害者控除	⑯⑰
	公的年金等	⑦	配偶者（特別）控除	⑲⑳
	業務	⑧	扶養控除	㉑
	その他	⑨	特定親族特別控除	㉒
	合計	⑩	基礎控除	㉓
	総合譲渡・一時	⑪	⑯~㉓までの計	㉔
	合計（①~⑪の計）	⑫	雑損控除	㉕
			医療費控除	㉖
			合計（㉔+㉕+㉖）	㉗
			課税総所得金額（㉗-㉙）	㉙
				㉚

㉚…1,000円未満切捨て

区分	市民税	県民税
税額 の 計 算	税額控除前所得割 課税総所得金額×税率 ㉙×市民税6%、県民税4%	㉛
	所得割額 ㉛から100円未満切捨て	㉜
	均等割額	㉝
	合計税額（㉜+㉝）	
	市・県民税合計税額	